

競争ルールの検証に関するWG（第35回）

1 日時 令和4年9月21日（水） 13:00～14:00

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、
関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員

○オブザーバー

天田公正取引委員会事務局経済取引局調整課長

○総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村
事業政策課長、片桐料金サービス課長、廣瀬消費者行政第一課長、矢部電気通信技術
システム課番号企画室長、寺本料金サービス課企画官、渋谷消費者行政第一課企画官、
林電気通信技術システム課番号企画室課長補佐、望月料金サービス課課長補佐、永井
料金サービス課課長補佐、中島料金サービス課課長補佐、前田料金サービス課課長補
佐

4 議事

【新美主査】 皆様、こんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきましてあり
がとうございます。定刻となりましたので、ただいまから競争ルールの検証に関するワー
キンググループ第35回を開催いたします。

本日は、北構成員、佐藤構成員、西村真由美構成員から、御都合のため御欠席との御連
絡をいただいております。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、ウェブ会
議による開催にさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から連絡事項の説明をお願いいたします。よろ
しくお願いします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局から御連絡いたします。

本日もオンライン会議での開催に御協力いただき誠にありがとうございます。これまで
の会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくよ

うお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。

なお、チャット欄は構成員、オブザーバーの皆様からは御覧いただけますが、傍聴者の皆様からは、これまでどおり見えません。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。

また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。本日は、前回の会合で取りまとめを行った「競争ルールの検証に関する報告書2022（案）」につきまして、意見募集を行った結果を事務局から説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、「競争ルールの検証に関する報告書2022（案）の意見募集の結果」について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞお願いします。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日は、資料1、資料2の2種類の資料を配付させていただいております。資料1が、主査から御説明のあったように、前回のワーキンググループを行った後に募集をしました意見及びそれに対する考え方の案になってございます。資料2は、その意見を受けて、報告書（案）を修正した部分がございますので、修正部分を明示した報告書（案）になってございます。

それでは、資料1から説明をさせていただければと思います。資料1をお開きいただきまして、表紙を御覧ください。こちらに記載のとおり、前回7月9日のワーキンググループ会合以降、7月23日から8月26日まで意見募集を行いました。結果として法人・団体の皆様から13件の御意見、個人の方々から13件の御意見、合計で26件の御意見が提出されております。意見提出者はこちらにあるとおりでございます。

次のページ以降は、実際に寄せられた意見と、それに対する考え方の案を報告書の記載の順に沿って説明をさせていただいております。大部になりますので、意見の紹介、考え方の紹介とも主要な部分をかいつまんで説明をさせていただきたいと思っております。ま

た、いただいた御意見の中には、多くの賛同の御意見も含まれております。

それでは、早速ですが、1 ページ目、最初は報告書の第 2 章、「モバイル市場の競争環境に関する検証」、こちらの 1. 「(2) 報告書 2021 の公表以降の総務省等における取組」についての御意見でございます。これは 2 件とも総務省が公開しております携帯電話ポータルサイトについて、今後も随時の更新や消費者に役立つ情報を追加してほしいという御意見をいただきましたので、双方ともいただいた御意見については参考として承りますという考え方とさせていただきます。

このまま続けて 2. 「事業法第 27 条の 3 の執行の状況」、「(1) 上限 2 万円規制に関する事項」に関する意見とその考え方の説明に移らせていただきます。

【中島料金サービス課課長補佐】 意見 2-3、東京都消費生活総合センターからの御意見でございます。上限 2 万円規制は継続すべき。違反の場合には、業務改善命令を積極的に行ってもらいたいとの御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。上限 2 万円規制の遵守を徹底するため、覆面調査等を通じて、販売現場において不適切な行為が行われていないかを確認することが必要。また、事業法 27 条の 3 の規律に違反するような行為が行われた場合には、総務省において業務改善命令を含め適切な対応を行っていくことが必要としているところでございます。

続きまして、意見 2-4、テレコムサービス協会からの御意見でございます。上限 2 万円規制の一層の徹底に向けたルール設備に関する報告書案の方向性に賛同。端末大幅値引きによる利用者を誘引するモデルの速やかな根絶につながる措置の徹底を進めていただきたいとの御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。また、総務省において、引き続き 19 年改正法により講じた措置の効果や、モバイル市場に与えた影響等について評価・検証を行い、事業法第 27 条の 3 の規律に違反する行為があった場合には、必要に応じて適切な対応を行っていくことが必要としているところでございます。

続きまして意見 2-5、ソフトバンクからの御意見でございます。上限 2 万円規制に係る対応の方向性を踏まえ、事業法の遵守に努める。店頭での広告物の表記について、懸念を考慮した対応が必要との御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。また、MNO 4 社及びその販売代理店等におきまして、端末単体購入に対しても行う利益提供と、回線契約とのセット購入を条件とする利益提供を組み合わせる形の値引き等の対象となる端末につきましては、端末単体購入の場合でも同条

件で利益提供が行われる旨を明確に示す必要があるというところでございます。また、店頭の商品物におきましても、単体購入用とセット購入用とで在庫が分かれていないという旨を表示すること等の措置を講ずるに当たっては、表示の大きさや情報量も含めまして、消費者の方が十分に認知できる形で工夫することが適当としているところでございます。

続きまして、意見2-6、オプテージからの御意見でございます。回線契約者と非回線契約者の間の形式的な提供条件の差異の撤廃、また、端末販売に際する説明についての考え方に賛同。また、オンライン及び店頭での端末の販売状況等について、総務省には注視いただくことを要望との御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。また、販売現場において不適切な行為が行われていないかについて、総務省において覆面調査等を通じて確認しているものと認識しているところでございます。

続きまして、意見2-7、こちらもオプテージからの御意見でございます。端末購入プログラムの販売状況等を総務省に引き続き注視をしていただき、課題が生じた場合には、その解決に向けた取組を要望との御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、端末購入プログラムにつきまして、引き続き現状把握に努めるとともに、その中で課題等がある場合には適切な対応を行うことが必要としているところでございます。

続きまして、意見2-8、楽天モバイルからの御意見でございます。事業法第27条の3の違反事案等があったことを踏まえ、法令遵守の徹底に引き続き取り組むという御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、総務省が2021年度に実施をしました事業法第27条の3の遵守状況に関する覆面調査等の結果を踏まえまして、MNO4社及びその販売代理店等において、事業法第27条の3及びそれに関する関連規定の遵守に努めることが適当としているところでございます。

意見2-9から2-11までに関しましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、5ページでございます。「(2) 既往契約の解消状況」でございます。意見2-12はオプテージと楽天モバイルからの御意見でございます。既往契約の更新に係る特例の廃止について賛同という御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。

続きまして、意見2-13、東京都消費生活総合センターからの御意見でございます。3G停波による端末買換えは上限2万円規制の対象外とすべき。また、解約忘れによる返金苦情が発生しないような体制の構築を法令で定める等の施策を検討してほしいとの御意

見でございます。これに対する考え方といたしましては、上限2万円規制の例外として3G特例というものを設けられております。また、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」におきましては、本年2月に改正をしたところでございますけれども、その中でいわゆる「解約の誤認」や「解約忘れ」につきまして、電気通信事業者の当然の責務として、契約期間中は常に利用者に配慮し、こうしたことが生じないように、適切に対処することが必要との内容が盛り込まれているということを承知しているところでございます。今後、総務省におきまして、まずはガイドライン改正等を踏まえた事業者の対応、また苦情動向等を注視していくことが適当としているところでございます。

続きまして、意見2-14、ソフトバンクの御意見でございます。VoLTE非対応端末等への特例適用に関する本報告書案の方向性に賛同。また、3G/4G共通プラン利用者への3G特例の適用を認めてほしいとの御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。また、3G特例につきましては、特定の通信方式のみに対応した端末を利用している者が新たな通信方式に対応するために購入等する端末を対象としているものでございます。また、御意見にございました規律の見直しを検討するためには、少なくともその御意見にございます「実現可能」とする「潜脱的な運用防止策」についても具体的な説明をいただく必要があるというところでございます。

また、この事項を含めまして、各社から事業法第27条の3の規律の見直しに関する御意見等を聴取した上で、いわゆる改正法の附則に検討条項がございますけれども、こちらに基づきました検討の中で、御意見にある規律の見直しの要否を含め、検討を行うことが適当としているところでございます。

続きまして、意見2-15、KDDIからの御意見でございます。3G契約に関する見直しの要否の検討に賛同。3G特例に関する更なる移行促進策を要望との御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。3G特例につきましては、特定の通信方式のみに対応した端末を利用している者が新たな通信方式に対応するために購入するために購入等する端末を対象としているものでございます。なお、事業法第27条の3の規律に関しましては、改正法の附則を踏まえまして、3G特例の見直しの要否についてもその中で検討を行うことが適当としているところでございます。

続きまして、「(3) その他、執行全般に関する事項」でございます。

まず意見2-16、東京都消費生活総合センター、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会ICT委員会・消費者提言委員会からの御意見でございます。端末の

みの販売の規制を検討してほしいとの御意見です。これに対する考え方といたしましては、いわゆる「転売ヤー」に関しましては、MNO各社において販売奨励金等を通じて、今後大幅な安値販売を実施するのであれば、その業務実態を踏まえつつ、法令上の問題の有無等についても確認した上で、実効性のある対策を検討し、実施することが適当としていくところでございます。なお、上限2万円規制を含む事業法第27条3に係る規律につきましましては、改正法の附則を踏まえまして、今後検討を行うことが適当としていくところでございます。

続きまして、意見2-17、オプテージの御意見でございます。事業法第27条の3の適用対象事業者を市場の状況に応じて見直してほしいとの御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、この事業法第27条3の適用対象事業者の基準につきましましては、モバイル市場における競争の状況等の変化を踏まえまして、必要に応じて見直しを検討していくことが適当としていくところでございます。

続きまして、意見2-18、ソフトバンクからの御意見でございます。総務省において、必要に応じて報告事項や運用ガイドラインの随時見直しを含む対応を行っていくことが適当とする報告書の方向性に賛同という御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。また、事業法第27条の3の規律については、改正法の附則を踏まえまして、今後検討を行うことが適当としております。また、ガイドラインの解釈共有等につきましまして、ガイドライン自体の随時の見直しを含む対応を行っていくことが適当としていくところでございます。また、総務省への報告事項につきましましては、政策の適切な効果検証の実施が損なわれないことを前提とした上で、引き続き、関係事業者の負担にも配慮しつつ、随時見直しを行うことが適当としていくところでございます。

続きまして、意見2-19、NTTドコモの御意見でございます。報告規則、報告徴収等の見直しや終了期限の設定をしていただきたいとの御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、いただいた御意見は参考として承ります。また、総務省への報告事項につきましましては、政策の適切な効果検証の実施が損なわれないことを前提とした上で、引き続き、関係事業者の負担にも配慮しつつ、随時見直しを行うことが適当としていくところでございます。

続きまして、意見2-20でございます。楽天モバイルの御意見でございます。報告事項や運用ガイドライン見直しを含む対応を行っていくことが適当とする報告書の方向性に

賛同という御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。なお、事業法第27条の3に係る規律につきましては、改正法の附則を踏まえまして、今後検討を行うことが適当としているところでございます。

意見2-21につきましては説明を割愛させていただきます。

続きまして、3.「モバイル市場の現行と分析」に移らせていただきます。

【望月料金サービス課課長補佐】では、続いて意見2-22以降について説明いたします。

意見2-22、23、24につきましては、いずれもMNOとMVNOとの間の競争環境の維持、問題解決への期待ということでございますので、いずれも参考として承りますとさせていただきます。

意見2-25と26につきましては、いずれも早期にスタックテストの運用を開始すべきという本報告者案の考え方に賛同という御意見をいただいておりますので、双方とも賛同の御意見として承らせていただいております。

意見2-27に進みます。こちらはKDDIからの御意見ございまして、本報告書案で、「2022年に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律の関連規定の運用も視野に入れつつ」という記載の点につきまして、1番下までいきますが、特に導入期段階においては、卸協議に求められる役割や、多様な卸先との関係性を十分に配慮すべきであり、例えば、卸先事業者から情報提供または機能開放要望の明確な意思表示がない場合や国際標準化が未完了である場合等においては、規制の対象から除外すべきと考えますという御意見をいただいております。考え方といたしましては、5G(SA)の協議はまだ始まったばかりであるため、事業者間の相互理解を通じた今後の協議の活発化を期待しますが、MNOとMVNO間のイコールフットィングを確保するため、総務省において事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当と考えますとさせていただきます。

なお2022年に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律の関連規定については、御指摘の点も含め、今後、接続料の算定等に関する研究会において検討されるものと承知しておりますという考え方とさせていただきます。

次の意見2-28は、同じ点につきまして、今度はMVNO側からということで、オプテージから御意見をいただいております。MNOとMVNO間の協議推進や3GPP等での標準化早期実現に向けて、引き続き有効な施策を検討いただくことを要望するという御意見をいただいております。考え方といたしましては、御意見については参考として承

った上で、先ほどと同じように5G（SA）の協議は始まったばかりなので、まずは相互理解を通じた今後の協議の活発化を期待しますということと、総務省に対しては、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当とさせていただきます。

続きまして、意見2-29でございます。こちらは今後、MNOにおいてインフラ投資にかかる費用のためであれば、通信料が若干値上がりすることもやむを得ないが、説明責任が求められてしかるべきであるという御意見をいただいております。こちらについては参考として承りたいと思います。

意見2-30でございます。こちらは国としても5Gのインフラ整備を支援していくべきという御意見をいただいております。こちらも参考として承りたいと考えてございます。

意見2-31は楽天モバイルから、楽天モバイルの今後の取組について意見表明いただいておりますので、本報告書への賛同の御意見として承りたいと考えてございます。

意見2-32も同様に楽天モバイルでございますが、MNO3社、楽天モバイル以外の3社のサブブランド等とメインブランドの料金プランの間で相互補填が行われていないか、分析・検証が十分に行われることを要望しますという御意見をいただいております。こちらは利用者料金と接続料の関係の検証（モバイル・スタックテスト）についてのご意見ということだと思いますので、その運用方法につきましては、接続料の算定等に関する研究会において検討されていると承知していますという考え方とさせていただきます。

このままおめくりいただきまして、14ページに進んでください。ここからは、3.モバイル市場の現況と分析の、(3) 端末市場の動向部分について、いただいた御意見と考え方の案について御説明させていただきます。

まず2-33でございますが、クアルコムジャパンから、複数か所にわたって修文や追記の御意見をいただいております。主にミリ波通信の普及促進、もしくはミリ波対応端末の普及促進に関連する御意見をいただいております。こちらの内容を確認いたしまして、本WGの目的と全体のバランスを踏まえた上で、本報告書の記述を一部修正しようと考えてございます。ページで申し上げますと、資料2の76、77、82ページになりますので、御確認をいただければと思います。

続きまして、意見2-34に進ませさせていただきます。こちらは報告書の内容に対して、今年度も利用者が端末本来の価値を基に自らのニーズに合った端末を適切に選択し、利用する傾向にあると認識していますという御意見をいただいております。考え方といたしましては、報告書の内容と同様になりますが、2021年の夏、秋頃から、端末の大幅な値

引きが行われるようになったと言われている状況を踏まえ、2021年度の状況は、利用者が端末本来の価値を基に端末を選択するというよりは、大幅な値引きに誘引され、値引き前の価格がより高価な端末を購入している傾向が生じているものと考えますとさせていただきます。

意見2-35は、中古端末について、消費者が安心して選択できる環境の整備を望むという御意見をいただいておりますので、御意見については参考として承るとさせていただきます。

続きまして、15ページの真ん中から下以降は、第3章、「モバイル市場等に係る課題」の個別の課題に対する検討についての御意見でございます。

まずは1.「携帯端末の対応周波数等について」、幾つか御意見をいただいております。意見3-1は、まず利用者の視点に立つと、今後、完全なSIMフリー端末の提供を望むという御意見をいただいております。報告書の内容としては、現在、端末の在り方については、議論がまだ熟していないということで、どういった在り方が望ましいというところまでは、報告書の中に現在記載してございませんので、いただいた御意見については、参考として承りたいと考えてございます。

意見3-2は、国が積極的な情報提供を行ってほしいということでございますので、これも参考として承りたいと思います。

3-3はNTTドコモからでございますけれども、関連情報の提供の充実について、ガイドライン等により示すことが適当という方向性に賛同という御意見でございますので、賛同の御意見として承りたいと思います。

意見3-4でございますが、こちらでもできるだけ分かりやすい形で関連情報が利用者に提供されることが適当であるという本報告書案の方向性に賛同という御意見をいただいておりますので、賛同の御意見として承った上で、幾つか御要望もいただいておりますので、今後、総務省において、本報告書を受けて、具体的な情報提供の在り方について検討するに当たっては、御指摘の点も踏まえることが適当と考えますとさせていただきます。

続いて、意見3-5でございます。まず前半部分は情報提供の在り方について議論をするに当たって、公開の場における議論を要望しますということでございますので、こちらについてはまず参考として承った上で、先ほど同様に、今後具体的な情報提供の在り方について検討するに当たっては、御指摘の点も踏まえることが適当とさせていただきます。

ります。

下段部分は国内で一定以上の販売シェアを有する端末メーカーにおいては、全てのMN Oへ対応するよう義務づけるべきだという御意見をいただいております。こちらについては冒頭申し上げたように、参考として承りたいと考えてございます。

続きまして、意見3-6でございます。こちらも利用者に適切に情報提供することに賛同という御意見いただいておりますので、賛同の御意見として承りたいと考えてございます。

意見3-7でございますが、こちらは冒頭と同様に、今後、具体的に申し上げますとキャリアアグリゲーションに対応するような端末をつくったらよいのではないかと、端末の今後の在り方について御意見いただいておりますので、同様に参考として承りたいと考えてございます。

意見3-8は、議論の途中でMVNO委員会から御提案のあったマークの話について、御意見をいただいております。いずれにせよ情報提供の在り方については、今後、報告書を受けて、総務省のほうで検討していくということになると思っておりますので、全体としては参考として承った上で、同様に今後、議論の際には御指摘の点も踏まえることが適当という考え方にさせていただいております。

意見3-9以降は、個人12という方から幾つか御意見をいただいております。傾向としまして、同様のものが多いと思っております。

まず意見3-9を少し御説明させていただきますが、御意見としては、報告書の中に出てくる周波数という言葉は、中心周波数、周波数範囲、いずれか、あるいは全てを指しているのか不明なので、文意に沿って具体的な記述に変更すべきといった御意見をいただいております。考え方といたしましては、まず本ワーキンググループの目的は、2019年度の電気通信事業法の一部を改正する法律の効果の検証や、モバイル市場の競争環境の評価・検証であり、また本報告書の該当箇所の文意は、MN Oが販売している一部の端末が、他のMN Oに割り当てられた周波数に対応していないことが乗換えの障壁となっているのではないかと御指摘を受けてのワーキンググループとしての対応策の検討ということでございますので、こういった文意に照らしますと、必ずしも周波数という言葉、中心周波数、周波数範囲いずれか、あるいは全てを指しているのか、これを文意に沿って具体的に記述する必要はないという考え方にさせていただいております。

意見3-10も同様に、速度が低下するという文言についての御意見でございますので、

本WGの目的及び申し上げたような該当箇所の文意に照らせば、必ずしも記述変更する必要はないと考えますとさせていただきます。

意見3-11につきましては、複数の表について、沖縄セルラーの記述がないが、これは含まれないのか、スコープ外かという御質問でございましたので、沖縄セルラーはKDDIに含まれますとさせていただきます。

意見3-12も先ほどまでと同様、技術的な意見でございますので、該当箇所の文意に照らせば、必ずしもこういった併記をする必要はないという考え方とさせていただきます。

意見3-13も同様の御意見でございますので、該当箇所の文意に照らせば、必ずしも御指摘の追記をする必要はないという考え方にさせていただきます。

意見3-14につきましては、NTTドコモとドコモという表記揺れが存在するという御指摘いただいておりますが、こちらにつきましては、御指摘のあった図表については、表のスペースの都合によって略称を用いていますという事情を説明させていただいております。

意見3-15につきましては、幾つかの表について、周波数帯の呼称を、電波の割当て時に用いた呼称に統一することを御提案いただいております。こちらにつきましては、承ったように図表の一部を修正したいと考えてございます。周波数帯の表記を総務省、一般的に記述されているものに合わせて直したいと。これは資料の2で申し上げますと、P88とP89で、図表Ⅲ-6とⅢ-7になります。

続きまして、意見3-16でございます。こちらについては図表Ⅲ-4とⅢ-7について、キャリア端末ではない、メーカー直販の端末が載っていないという御指摘をいただいたのですが、先ほども申し上げたような該当箇所の文意に沿えば、キャリア端末について対応周波数の比較を行っている表になってございますので、それ以外は取りまとめておりません。

意見3-17も、バンドという用語に対する技術的な御意見でございますが、これも同様に、該当箇所の文意に照らせば、記述変更をする必要はないと考えてございます。

意見3-18につきましては、周知方法を丁寧に検討してほしいという御意見でございますので、参考として承りたいと考えてございます。

意見3-19につきましては、端末メーカーから、端末の対応周波数の範囲を広げることについてコストの増加要因になるという御説明があったところですが、部品メーカー等

にもヒアリングをして検証すべきではないかという御意見いただいておりますが、これも文意に照らしますと、必ずしも端末メーカーからの説明以上に要因を分析する必要はないと考えてございます。周波数帯ごとの製造コストの検証に係る意見についても同様でございます。

意見3-20につきましては、ルール化・標準化について考えるのであれば緻密な議論が必要ということございまして、御意見にあるように、電波法制と異にならないために緻密な議論が必要と考えられるといった御指摘につきましては、参考として承りたいと考えてございます。

続きまして、意見3-21でございますが、こちらも利用者が入手時に適切な情報を確認できるようになることが望ましいといった御意見でございますので、参考として承りたいと考えてございます。

続きまして、2の「乗換えコストの更なる改善」に対していただいた御意見と考え方について説明を移らせていただきます。

【中島料金サービス課課長補佐】 意見3-22、楽天モバイルの御意見でございます。MNP手続きにつきましては、MNPワンストップ化の実施に向けて引き続き取組を進めるとの御意見でございます。これに対する考え方といたしまして、賛同の御意見として承りますとしております。

続きまして、意見3-23、NTTドコモからの御意見でございます。MNPワンストップ化について、必要なシステム構築に当たっては、MNOだけではなくMVNOの意見を十分に踏まえて開発を行うべきであり、運用の開発時期を優先すべきではないとの御意見でございます。これに対する考え方としましては、MNPワンストップ化について、「スイッチング円滑化タスクフォース」報告書を踏まえ、2023年春頃めどの運用開始を目指し、MNOとMVNOとの間で協議が進められており、その中でMVNOが容易に参加可能な実施方式が検討されていると承知しているところでございます。つきましては、総務省において引き続き協議の状況を注視し、問題があれば必要に応じて対応を検討することが適当としているところでございます。

続きまして、意見3-24はテレコムサービス協会から、3-25についてはオペレーターから、それぞれMNPのワンストップ化につきまして、MNOとMVNOの間の協議状況について引き続き注視をしていただきたいとの御要望・御意見が来ているところでございます。これにつきましては、先ほどと同様の考え方とさせていただいているところでございます。

続きまして、意見3-26、東京都消費生活総合センター、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会ICT委員会・消費者提言委員会からの御意見でございます。固定回線や移動回線を利用したWi-Fiルーター等の違約金も撤廃の方向で検討してほしいとの御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、いただいた御意見については参考として承ります。なお、本年7月に施行されました電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令におきまして、期間拘束付契約の違約金については、月額料金の1か月分を上限とするという規律が導入されていると承知しているところでございます。総務省においては、今後、規制の対応を含めまして事業者の対応、また苦情動向等を注視していくことが適当としているところでございます。

続きまして、意見3-27、楽天モバイルからの御意見でございます。キャリアメールの持ち運びサービスの提供開始との御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、御指摘を踏まえ、本報告書の記述を修正いたしますとしているところでございます。こちらにつきましては、資料2の113ページを御覧いただければと思います。内容といたしましては、報告書取りまとめ段階では、楽天モバイルのキャリアメールの持ち運びサービスは、まだ提供の開始がなかったこともございますので、望ましいという形での記述であったところでございますけれども、8月にこの持ち運びサービスが開始されましたので、その時点更新を行っているところでございます。

また、同じく113ページの下の方に、ソフトバンクのキャリアメール持ち運びサービスの脚注に関しましても、一部更新がございましたので、併せて時点更新をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料1の23ページの意見3-28でございます。東京都消費生活総合センターと日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会ICT委員会・消費者提言委員会からの御意見でございます。オンラインでの解約手続が今後浸透するよう、監視や指導を希望との御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」におきまして、電気通信事業者が講ずるべき、遅滞なく解除できるようにするための適切な措置としまして、ウェブで契約が可能なサービスの解約については、ウェブでも可能とすることが望ましいとされていると承知しているところでございます。総務省においては、今後も引き続き、電気通信事業者の対応を注視していくことが適当としているところでございます。

続きまして、楽天モバイルから、意見3-29でございます。電気通信事業法の消費者

保護ルールに関するガイドラインが改正され、ウェブで契約が可能なサービスの解約については、可能な限りウェブでも可能とすることが望ましい旨が追記されたことに賛同との御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。

続きまして、意見3-30、楽天モバイルからの御意見でございます。MNO3社が提供する端末補償サービスにおいて、回線契約者のみを対象とし、かつ、回線契約の継続を条件とするサービスについては解消されるものと認識との御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、いただいた御意見については、参考として承りますとしているところでございます。

続きまして、意見3-31、東京都消費生活総合センターからの御意見でございます。電気通信関係以外のサービスのセット販売について、引き続き苦情の実態をし、行き過ぎたセット販売について指導してほしいとの御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、「適合性の原則」を逸脱するものについて実態を把握した上で必要な対応を検討していくことが適当としているところでございます。

続きまして、意見3-32、テレコムサービス協会とオプテージからの御意見でございます。他サービスとのセット販売による割引が過度な囲い込みにつながっていないか注視していただくことを要望との御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、利用者の方の自由なサービス選択が阻害されないよう、セット販売による割引により過度な囲い込み効果が生じていないか、引き続き状況を注視していくことが適当としているところでございます。

続きまして、意見3-33、楽天モバイルからの御意見でございます。他サービスとのセット割引について、新規加入や解約等について携帯電話サービスの契約の有無にかかわらず設計しており、過度な囲い込み効果を有しないものと認識との御意見でございます。これに対する考え方といたしましては、事業者におきましては、セット販売によって、利用者の自由なサービス選択が阻害されないよう留意することが必要というところでございます。また総務省におきまして、セット販売による割引により、過度な囲い込み効果が生じていないか、引き続き状況を注視していくことが適当としているところでございます。

続きまして、意見3-34、こちらも楽天モバイルの御意見でございます。利用者利益、又は事業者間の公正競争を阻害するような措置への対策について、報告書案に賛同の御意見でございます。これに対する考え方としましては、賛同の御意見として承ります。なお、

御指摘の箇所につきましては、事業者において合理的な理由がない限り、全てのオンライン手続について、少なくとも24時間の受付対応が求められることを示すものとしているところでございます。

続きまして、意見3-35につきましては説明を割愛させていただきます。

続きまして、3. 「一部ゼロ円」料金プランと価格圧搾の関係について」でございます。

【前田料金サービス課課長補佐】 意見3-36につきましてはですが、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会ICT委員会・消費者提言委員会からいただいております。公正取引委員会と連携を図り、通信サービスと端末料金の公正な料金の実現を目指してほしいとの御意見でございます。考え方としましては、総務省において、今後とも公正取引委員会をはじめとする他省庁と必要な連携を図っていくことが適当としてございます。

続きまして、意見3-37でございますが、ソフトバンクからいただいております。小売料金が不当な競争を引き起こすものであるか否かの検証の必要性の判断に関する本報告書案の方向性に賛同という御意見をいただいております。こちらは本報告書案への賛同の御意見として承った上で、モバイルスタックテストの詳細な運用方法につきましては、「接続料の算定等に関する研究会」において検討されると承知ということで回答してございます。

続きまして、意見3-38、こちらは楽天モバイルからいただいておりますが、モバイル市場における新規事業者の料金設定について、直ちに問題視することは適当でないとする本報告書案の方向性に賛同という御意見ですので、賛同の御意見として承ってございません。

続きまして、意見3-39、こちら楽天モバイルからいただいておりますが、小売料金が不当な競争を引き起こすものであるか否かの検証の必要性の判断に関する本報告書案の方向性に賛同ということでございます。こちら賛同の御意見として承りました上で、モバイルスタックテストの詳細な運用方法につきましては、「接続料の算定等に関する研究会」の中で検討すると承知という形で回答してございます。

続きまして、3-40でございますが、こちらはNTTドコモからいただいておりますが、事業運営の実態を把握する観点から、個社のMVNOに対しても、直接ヒアリングが必要であり、引き続き検証すべきという御意見をいただいております。こちらは今後の参考として承ってございます。

続きまして、意見3-41はオプテージから、3-42はテレコムサービス協会からいただいておりますが、類似の御意見でございますが、総務省においては、MNOの料金プラン等が及ぼす競争環境への影響というものを引き続き注視いただき、課題が生じた場合には速やかに措置を講じていただくことを要望という御意見をいただいております。これに対しまして、MNOとMVNOとの間のイコールフットィングの確保につきましては、総務省において引き続き注視し、必要に応じて対応を検討することが適当という形で回答してございます。

意見3-43につきましては、こちらはKDDIからいただいておりますが、料金プランの検証範囲や市場確定に当たっては、個々の料金プランの設計方法や提供方法等の実態を踏まえて、慎重な検討を要望という御意見をいただいております。こちらもモバイルスタックテストの詳細に係るところですので、「接続料の算定等に関する研究会」の中で検討されると承知という形で回答してございます。

続きまして、「いわゆる「転売ヤー」対策について」の回答に移らせていただきます。

【望月料金サービス課課長補佐】 続きまして、意見3-44でございます。ソフトバンクからの御意見でございますが、ソフトバンクが今、実際に行ってらっしゃる対策を紹介された上で、本対応の方向性も踏まえながら、引き続き行政並びに業界において実効性のある対策を検討していくべきという御意見でございますので、全体として本報告書案への賛同の御意見として承りたいと考えてございます。

続いて意見3-45はNTTドコモからの御意見でございますが、これもドコモが実際に今行ってらっしゃる対応や対策を紹介された上で、最後の行になりますけれども、総務省において、転売ヤー問題を踏まえた規制の見直しを検討いただきたいという御意見をいただいております。これに対しましては、これも報告書案の内容のままでございますが、まずはMNOの各社において実効性のある対策を検討し、実施することが適当という考え方をさせていただきます。

意見3-46でございます。こちらについては、総務省において転売ヤーによる弊害が継続していないか状況を注視するとともに、公正取引委員会とも連携し、問題の解決に尽力いただくことを要望という御意見をいただいております。全体として賛同の御意見として承った上で、先ほど同様、総務省に対して、今後とも公正取引委員会をはじめとする他省庁と必要な連携を図っていくことが適当という考え方をいただければというふうに考えてございます。

意見3-47でございます。楽天モバイルからでございますが、報告書案に記載がございます検討・報告を事業者に対して求めることに対して、過度な負担とならないよう配慮してほしいという御要望でございます。考え方といたしましては、総務省において、本報告書案の提言を踏まえて、MNO各社に検討・報告を求める際には、過度な負担にならないよう配慮することが適当と考えますとさせていただきます。

意見3-48でございます。転売ヤー対策として、同一名義の契約を携帯各社と契約情報を共有したらよいのではないかという解決策の御提案をいただいたものでございます。転売ヤー対策は、基本的には、まずはMNOにおいて御検討いただくというふうに考えてございますので、考え方としては、参考として承りますということにさせていただきます。

続きまして、5.「固定通信市場に係る課題」について説明をさせていただきます。

【永井料金サービス課課長補佐】 意見3-49、引込線転用による工事の削減について、東京都消費生活総合センターからの意見でございます。光回線の工事では、開通の遅延、開設・撤去工事費の高止まり等の課題がある。国が中心となり、光回線の標準化を可能な限り推し進めていくべきという意見でございます。こちらにつきまして、引込線転用に関する議論におきましては、利用者利便の向上やスイッチングコストの低下等の観点のほか、自己設置事業者間の設備競争に与える影響にも留意する必要があるとさせていただきます。

続きまして、意見3-50、こちらはオプテージから賛同の御意見でございます。

続きまして、意見3-51、こちらはKDDIから、こちらも賛同の御意見ということでいただいております。

続きまして、意見3-52、楽天モバイルからです。NTT東西以外の自己設置事業者が転用スコープを広げる際の課題について、解消に向けた協議を引き続き実施すべきという意見でございます。こちらは報告書案に記載のとおり、引込線の検討スコープをNTT東西以外の自己設置事業者や集合住宅まで広げることににつきましては多くの課題が存在することが明らかになったことから、現時点におきましては、スイッチングコストの低下といったメリットよりも利用者利便の低下、また設備競争などの阻害といったデメリットのほうが大きいと整理させていただきます。

続きまして、意見3-53、Sonnetからでございます。こちらは賛同ということに加えまして、利用者利便の向上等のため、集合住宅における引込線転用の実現に向けた議論の継続が必要であるという意見でございます。こちらも集合住宅における引込線転用

に係る検討につきましては、上記3-52の意見に対する考え方のおりということで、また、今般整理された集合住宅における課題に係る状況変化が今後見られれば、必要に応じて本ワーキンググループ等において検討することが適当としております。

続きまして、意見3-54、NTT東西からの御意見でございます。引込線転用に係る事業者協議は既に再開しており、事業者の早期合意を目指すということ、その上でできる限り多くの事業者の参加に向けて総務省等の協力も得つつ、現状の協議参加事業者6社以外の事業者とも対応していく考えという御意見でございます。こちらはNTT東西をはじめとする協議参加事業者におきましては、事業者間協議において速やかに採用するスキームを決定した上で引込線転用可能な限り早期に実現することが適当ということ、引込線転用の実現に際しましては、可能な限り多くの事業者が参加するということが望ましいところ、総務省におきまして、例えば関係事業者・団体に課題の整理に係る要請を行った上で参加の呼びかけを行うなど、所要の対応について検討することが適当としております。

続きまして、意見3-55、ソフトバンクからでございます。将来的な技術の移行等によって課題の解決を図ることが可能になった場合には、検討スコープを拡大すべきということ、現在進められている取組につきましては、全ての対象事業者が参加し、同時に転用を開始すべきという意見でございます。まず1つ目の丸ですが、引込線転用のスコープの将来的な拡大につきましては、今般整理された課題に係る状況変化が今後見られれば、必要に応じて本ワーキンググループ等において検討することが適当としております。また後段部分につきましては、引込線転用スキームの実現に際しましては、可能な限り多くの事業者が参加するということが望ましいとは考えておりますけれども、具体的な進め方、参加事業者の範囲等につきましては、総務省において生じ得る課題の整理等の検討を関係事業者・団体等に要請するなど、所要の整理を行った上で決定することが適当としております。

続きまして、意見3-56からが、不当競争の検証に関する御意見でございます。まず意見3-56は、楽天モバイルから賛同の御意見をいただいております。

続きまして、意見3-57、オプテージから、今回の検証において原価等が収入を上回る結果となった2社につきましては、検証条件等を精緻化した上で十分な検証を行うことが必要という御意見でございます。今回の検証におきまして、原価等が収入を上回る結果となった2社につきましては、必要に応じて検証条件等の精緻化をした上で、総務省において継続して検証を行い、その結果を本ワーキンググループにて報告することが適当としております。

続きまして、意見3-58、ソフトバンクからの御意見でございます。セット割を契約締結等補助の金額に算入しない場合、当社においては、原価は収入の範囲に収まっているということ。また「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」を踏まえまして、セット割を固定回線における契約締結等補助に含めずに検証を行った結果を明らかにすべきという意見でございます。こちらは今回の検証におきましては、「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」におきまして、移動通信とのセット割について、移動通信市場の競争促進の進捗等を踏まえつつ、必要に応じて検討していくとされていることを踏まえまして、セット割を全てF T T Hアクセスサービスの料金減免とみなした上で検証を行っています。

今後の検証におきましては、セット割の扱いにつきまして、特に検証条件の精緻化に係るさらなる検討・議論が必要であることから、N T T ドコモ、ソフトバンクにおける会計処理の実情について把握するため、総務省において両者から報告を求めるための所要の対応を行うことが適当としております。また、モバイル契約とのセット割がユーザーにとって強い誘因となっていると考えられることを踏まえすと、モバイル契約とのセット割を少なくとも一切考慮しないということは適当ではないと考えます、という形で整理しております。

続きまして、意見3-59、N T T ドコモからです。総務省の検証は、数ある料金プランの1つを取り上げた4年間の収支モデルの検証結果にすぎないということ。またセット割の取扱いにつきましては、モバイルサービス側の割引であるという実態に即すべきであるという御意見でございます。こちら、今回の検証におきましては、M N O 3社が提供するF T T Hサービスのうち、特に競争上の影響力が大きいと考えられる戸建向け・集合住宅向けサービスにおいて、それぞれ最も契約が多いプランを対象としており、4年間の収支モデルという形で検証したものですけれども、より実態に即した検証条件とするため、引き続き検証・議論を深めることが適当としております。セット割の扱いにつきましては、上記意見3-58に対する考え方の下段のとおりとさせていただいております。

意見3-60については割愛させていただきまして、最後、第4章「おわりに」について御説明いたします。

【望月料金サービス課課長補佐】 では、ここから第4章「おわりに」に対していただいた御意見について御説明申し上げます。

意見4-1と4-2につきましては、販売代理店等の販売奨励金に直結する販売モデル

といったお話をいただいております、本WGの直接の目的でもないということもございますので、双方とも参考として承りますということにさせていただきたいと考えてございます。

意見4-3はクアルコムジャパンから、追記の御指摘、御意見をいただいております。考え方といたしまして、この追記の御提案のあった内容は既に本報告書案の147ページの最終段落に、他の極端な端末の値引きについての指摘や懸念と併せて記載をしておりますので、御提案の箇所に御指摘の点のみを特に追記する必要はないと考えますということにしております。

意見4-4も同様に追記・修正の御要望の御意見をいただいております。考え方でございますが、御指摘の箇所は、現行の上限2万円規制を撤廃すると、以前の極端な状況にまで戻ってしまう結果として考えられる懸念の例示でございますため、御提案のあった追記は適当ではないと考えますというようにさせていただいております。

意見4-5も引き続きクアルコムジャパンからでございますが、本WGにおける今後の検証についての方向性に賛同という意見をいただいておりますので、賛同の御意見として承りたいと考えてございます。

続いて意見4-6でございます。楽天モバイルから、今後もより一層、お客様の生活が便利快適なものになるよう努めてまいりますという御意見・決意表明をいただいておりますので、こちらについては参考として承りたいと考えてございます。

続いて、意見4-7でございます。今回の報告書案を評価させていただきますということで、さらに総務省総合通信基盤局でこういったイニシアティブを取って進めたいという御要望・御意見をいただいておりますので、本報告書案への賛同の御意見として承りたいと考えてございます。

続いて、意見4-8でございます。こちらはオプテージからいただいた御意見でございます。MNOとMVNO間のイコルフットィングの確保は必要不可欠であり、本報告書案の考え方に賛同という御意見をいただいておりますので、賛同の意見として承りたいと考えてございます。

意見4-9もMNOとMVNO間の様々な取組について、総務省において適切に注視をして、問題が生じている場合、速やかに解決に向け対応いただきたいという御要望でございます。原則、報告書の内容と同様の考え方をいただいていると思っておりますので、賛同の御意見として承りたいと考えてございます。

以上が、第4章「おわりに」に対する意見と考え方でした。

ここからは「その他」ということで、いただいた御意見の本文を拝見したり、内容をもう一度確認してもなかなか報告書のどの部分に対していただいた御意見なのかが必ずしも明らかでないものが幾つかございましたので、そちらを「その他」ということでまとめてございます。今申し上げたような意見をまとめてございますので、考え方はいずれも参考として承りますということになってございます。5件ございますが、楽天モバイルに対するプラチナバンドを与えてほしいといった御意見、もしくは低所得者への保護も議論すべきだといった御意見、または最後に、セキュリティーに関する御意見をいただいております。

以上で資料1の説明は終了させていただければと思います。

続けて、先ほど申し上げましたように、資料2は、これまで御説明差し上げたパブリックコメントを受けて修正した部分を緑色のバックで表示しております。そのほか前回、報告書案を御議論いただいた後に、時点の更新があったもの等は青色のバックで塗らせていただいております。これらが、前回のワーキンググループで御議論いただいたものからの変更箇所でございますので、御確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質問、あるいはコメントございましたら御発言いただきたいと思います。発言希望の方はチャット欄で合図していただけたらと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、大谷さん、どうぞ御発言をお願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。事務局にたくさん寄せられた意見を丁寧に整理していただきましてありがとうございました。簡単なコメントですが、申し上げたいと思います。

今回寄せられた意見の中には、消費者生活センター等、消費者団体からの意見も満遍なく様々な項目に寄せていただいております。やはり消費者保護という観点から、特に消費生活とのかかわりというのが非常に大きいということが改めて実感させられたところだと思います。回答の内容としては、参考として承りますという形ではありますけれども、そのような意見の中には非常に参考とさせていただくべき、傾聴させていただくべきものが含まれていると考えておまして、例えば、端末の対応周波数に関する3-1の

御意見などでは、端末の購入後に知らされても困ると、端末の購入前に知りたいということについては、非常に共感させていただいております。適切な表示や説明で消費者にとって分かりやすいものというのがどのようなものなのかというのは、事業者それぞれが工夫していただくのは当然ですけれども、消費者団体のプロの意見を聞いて、より分かりやすいものにしていただくことも必要なのではないかと思います。

また、これも参考として承りますという返しになっていますけれども、4の後ろのほうに、販売代理店の疲弊などについて触れていただいた御意見があったかと思えます。見方としては、やはり不適切な競争の結果として、端末の値引きなどが過剰に行われた結果、通信料金の値上げだけではなく、代理店の疲弊という形で消費生活を脅かすということも考えられるんだなということで、競争ルールの検証の中でも、そういった負の影響というのは幅広く見ていく必要があると考えさせられた次第です。

今回のパブリックコメントへの返しという点では、事務局で整理していただいたもので十分だと思いますし、報告書への反映も丁寧にしていただいておりますので、基本的に賛成意見ではございますけれども、また今後の取組において、いただいた意見については、ぜひ生かさせていただく必要があると感じました。

以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございます。参考にとどめるという意味ではなくて、今後の議論の中で生かしていきたいということだと思います。

ほかに御発言御希望の方いらっしゃいませんか。

長田さん、どうぞ御発言お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。大谷さんから丁寧に御指摘をいただいて、本当にごもつともだなと思って伺っておりました。

その中で端末の周波数のところですが、今現在、プラチナバンドの再割り当てに向けた様々な検討がされています。それがもし非常に早いタイミングで行われた場合には、今まで使っていた端末が、今度、移行先の周波数が受けられないなどということにならないように、そういうことも含めて丁寧な議論をしていかないとまた大混乱が起きるなど思っていて、そういう検討のところを拝見させていただいたのですけれども、総務省としてはよくお分かりだと思いますけれども、端末で受けられない周波数があるということ、やはりまだまだユーザーは知らない方も大勢いらっしゃると思いますので、そういうことも含めて丁寧に議論していただきたいと思っています。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。やはり端末と周波数の対応というのは、消費者にとっては大変大きな関心事だと思いますので、これは情報提供をどうするか、今後とも注意を払っていくべきだという御意見だと伺いました。

ほかに御発言御希望の方はいらっしゃいませんか。いかがでしょうか。これまで熱心に議論を重ねてきましたので、特に格別、これ以上付け足すことがないということをございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、格別の御発言がないようでございますので、意見交換は以上にしたと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、報告書の案について、考え方を変更すべきだというような御意見はなかったと存じますので、報告書の案から案を取るということで、我々の最終的な意見交換をまとめさせていただきます。この考え方及び報告書につきましては、今後さらに精査をしていきますと、表現上の曖昧さやあるいは文章上の適切さ等の問題が出てくるかと思いますが、軽微な修正が出てきたときには、主査である私に御一任いただくということで、この報告書案については御了承いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新美主査】 それでは、そのような扱いとさせていただきます。

本当に集中的で、かつ内容の濃い御議論を続けていただいたことを改めて感謝申し上げます。構成員の皆様方の貴重なお時間をお割きいただいたことを、改めて御礼申し上げます。

それでは、本日の議題は以上ということにさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項等がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

【片桐料金サービス課長】 事務局、料金サービス課長の片桐でございます。まずは報告書の取りまとめに当たりまして、一言御礼を申し上げたいと存じます。

本ワーキンググループは今年が3年目となるわけでございますけれども、3月に検証方針案を御議論いただいてから本日まで、10回にわたり精力的に御議論いただきまして、2022年の報告書をお取りまとめいただきました。誠にありがとうございました。

今般の検証では、「通信料金と端末代金の完全分離」についての検証を更に進めていただくとともに、携帯端末の対応周波数の問題を初めて正面から取り上げて御議論いただきました。さらに、いわゆる「転売ヤー」対策についても御議論いただくなど、多岐にわたるテーマを御議論いただきまして、今後につながる貴重な御提言を取りまとめいただいた

と受け止めております。

総務省といたしましては、本報告書で御提言いただきました事項についてガイドラインの整備等を行うとともに、事業者の皆様にも御協力いただきながら、さらなる競争促進に向けた具体的な作業というものを進めていきたいと考えてございます。

本ワーキンググループにおきましては、今後引き続き4年目の検証作業をお願いできればと存じます。特に2019年に改正されました電気通信事業法が施行されてから、間もなく3年が経過いたします。この改正法の附則第6条には、施行から3年後に「改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」ということが規定されております。4年目の検証作業におきましては、この点も含め、御議論いただけますと幸いです。

構成員の皆様におかれましては、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き課長補佐の望月より、連絡事項の御案内をさせていただきます。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。改めまして、構成員の皆様、本日、またこれまでの御議論、誠にありがとうございました。

競争ルールの検証に関する報告書2022につきましては、準備が整い次第、総務省ホームページ等にて公表いたします。

次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきたいと思っております。本当に熱心な御議論ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

これにて失礼をいたします。

以上